



通院交通費を 助成しています

本町では、難病患者や重度心身障がい者などの方々が、道内の医療機関（町内を除く）でその疾患の治療を受けるために要した通院交通費を助成しています。令和4年度後期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

■対象者

- ①特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の交付を受けている方
 - ②重度心身障がい者医療費受給認定者（後期高齢者医療加入者で課税世帯のため受給者証の交付がない方を含む）
 - ③上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）
- ※上記①の方は受給者証に記載されている疾患の治療、上記②の方は障害者手帳などに記載されている疾患の治療のために要した交通費が対象です。

■助成対象期間 申請月の1年前から

（例）令和5年3月に申請する場合、令和4年3月の通院分から助成可能

■助成額

通院距離に応じて、町で定める通院距離区分により算出します。ただし、次に該当する場合、交通費は控除や減額の対象となります。

- ・別海町高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券を使い通院した。
- ・身体障害者手帳交付者で旅客運賃割引などの適用を受けている。
- ・じん臓機能障害者で他の法令により交通費の助成を受けた。

■申請に必要な書類

- ①申請書 ②請求書 ③通院証明書
 - ④介護者を必要とする医師の証明書（該当の場合のみ）
- ※特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の交付を受けている方は、受給者証のコピーも必要です。

■申請期限 3月16日(木)

■申請書類配布・提出先

役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当
（内線1241～1243）

後期高齢者医療制度の お知らせ

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度と介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要です。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。
- ・高額療養費、高額介護サービス費は含まれません。

該当する方には、3月下旬に後期高齢者医療広域連合から申請書が送られますので、役場町民課後期高齢者・医療給付担当まで申請してください。

【自己負担限度額表】

1年分の自己負担額の計算期間

令和3年8月1日から令和4年7月31日

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
1割	住民税	区分Ⅰ（※1）	19万円
	非課税世帯	区分Ⅱ（※2）	31万円
	一 般		56万円
2割	一 定 以 上 所 得 者		
3割	現 役 並 み 所 得 者		【課税所得145万円以上】 67万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得690万円以上】 212万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合にその受給額が80万円以下または、給与所得がある場合にその金額から10万円を控除したときに所得が0円になる）または老齢福祉年金を受給している方
- ※2 世帯全員が住民税非課税である方

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1241～1243）
北海道後期高齢者医療広域連合 TEL011-290-5601

病児保育事業を開始します

病児保育とは、子どもが病気や病気回復期に至らない場合に、集団保育が困難な期間において、一時的に子どもを預かり、保育を実施する事業です。

利用にあたっては、毎年度事前登録が必要です。

また、利用前に医療機関を受診し、医師連絡票の発行を受ける必要があります。

- 事業内容
- ・病児対応 病気の回復期に至らないお子さんを病児保育専用施設で一時的に預かります。
 - ・送迎対応 病児保育中に急遽受診が必要となった場合に病児保育施設から医療機関へ送迎します。

■事業実施場所 本覚寺 病児保育室 くるり 別海町別海旭町206番地 TEL74-0182

■対象児童 生後6カ月から小学校就学前までの児童で、次の全てに該当する児童

- ①別海町に居住し、住所を有すること
- ②別海町内の認定こども園、保育園などに通所していること
- ③病気や病気の回復期に至らず集団保育が困難であること
- ④保護者が就労などにより家庭での保育が困難であること

■対象疾患

- ・感冒、下痢その他児童が日常罹患する疾病
- ・ぜんそくなどの慢性疾患
- ・やけどなどの外傷性疾患
- ・その他医師により病児保育が可能とされた疾病

※学校保健安全法施行規則に規定する出席停止となる疾患や新型コロナウイルス感染症を除く。

■利用定員 1日3人

■開設日時 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

(土曜日、日曜日、祝日、12月31日から翌年1月5日を除く)

■利用料金

世帯区分	利用形態（1日あたり）	
	5時間未満	5時間以上
市町村民税課税世帯	1,500円	3,000円
市町村民税非課税世帯	1,000円	2,000円
生活保護法による被保護世帯	500円	

※この表における世帯区分は前年度の市町村民税課税状況による。

■利用の流れ ①利用登録 役場福祉課こども・子育て担当または本覚寺 病児保育室 くるりへ申請書を提出する。

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。提出の際には印鑑が必要です。

②利用の確認 本覚寺 病児保育室 くるりへ病児保育利用の確認連絡をする。

③医療機関受診 医師連絡票へ記入してもらう。

④利用申込み 本覚寺 病児保育室 くるりへ利用申込書を提出する。

⑤料金支払い 利用後、本覚寺 病児保育室 くるりへ利用料金を支払う。

町ホームページ
検索キーワード

病児保育



問合せ／こども・子育て担当（内線1331）



まるまる 協力隊の〇〇な話

高橋 秀明

地域おこし協力隊の高橋です。2月となり冷え込みも一段と強くなってきた印象です。



1月には別海町に熱気球をあげようプロジェクトに参加し、お手伝いも込みですが熱気球に乗ることができました。このイベントは去年に引き続き2回目の開催で、本年も多くの子もたちが上空約30メートルから別海町を眺めることができたと思います。気球の上から「〇〇が見えた！」など、子どもたちの声が響き、心に残る思い出になってくれていればいいなと思います。

さて、私は地域おこし協力隊の任期が残すところ8カ月となりますが、地域おこし協力隊らしく別海町の何かを「おこす」事ができてきたのか？と考えますが、今は残る任期に悔いの残らないように活動していきたいと思っています。

これまでに会った方も、会ったことがない方に対しても、少ない時間を大切にしていきたいです。

